

林業新規就業者の方を サポート！

安芸市林業新規就業者確保支援事業費補助金

家賃費用補助

- ・安芸市内の賃貸住宅で居住する場合の賃借料の一部を補助
- ・補助率：賃借料の1/2～3/4、1ヶ月当たり50,000円上限
- ・補助期間：最大5年間

引越費用補助

- ・引越業者に支払った費用の一部を補助 ※市外からの転入に限る
- ・補助上限額：200,000円

住居確保費用 補助

- ・住居確保のために支払った敷金、礼金、仲介手数料等の一部を補助
- ・補助率：3/4以内 （補助上限額：200,000円）※1回限り

資機材購入 費用補助

- ・林業事業体が林業新規就業者を雇用する場合、または、新たに自伐型林業を行う方が必要とする資機材の購入費の一部を補助
- ・補助上限額：200,000円

補助の条件

- ・義務教育を修了し、就業開始年度の4月1日現在において、18歳以上55歳未満
- ・5年以上林業に従事する意志がある
- ・市税に滞納がない
- ・自伐型林業の場合は、高知県小規模林業推進協議会に加入していること

※各補助によって要件が異なりますので、詳しくは補助金交付要綱をご確認ください。

お問い合わせ

安芸市役所 農林課 林業振興係

〒784-8501 高知県安芸市土居82-1
(電話)0887-35-1016
(Email)norin02@city.aki.lg.jp